

構造設備自主検査結果の届出書

平成 年 月 日

(あて先)札幌市保健所長

住所
開設者
氏名

⑩
〔 法人にあつては、その名称、主たる事務所所在地及び代表者氏名 〕

次のとおり病院（診療所）の使用開始のため、医療法第 27 条の規定により許可を受けたいので自主検査結果について届出いたします。

記

- 1 病院名称・所在地
- 2 自主検査実施年月日 平成 年 月 日
- 3 検査した者の氏名及び所属（役職等）
- 4 検査実施項目及び検査結果

別紙・構造設備検査結果書のとおり、平成 年 月 日、札幌医第 号
で許可（届出）された（した）内容と相違なく、かつ、必要な基準を満たし、実際に
使用可能な状態であることを確認した。

構造設備検査結果書

様式 2 - 2

病院の名称			
検査項目 (検査の結果、適合項目には○、非該当項目には-を適否欄に記入のこと)		適否	
1	全般	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 札幌医許可第 号により許可された病院であるか。 <input type="checkbox"/> 次の施設は許可された事項（平面図）のとおり完成しているか。 許可内容	
2	防火設備 医療法第23条	<input type="checkbox"/> 火気を使用する場所に防火上必要な設備がなされ、かつ消火用の機械又は器具が備えられているか。 (規則第16条第1項第15号、16号)	
3	保安設備 医療法第23条	<input type="checkbox"/> 診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気、ガス等の構造設備に危害防止上の必要な方法が講じられているか。(規則第16条第1項第1号)	
4	診察室 医療法第21条	<input type="checkbox"/> 診療科ごとに専用の診察室を有しているか。(但し、同一医師が2科以上の診療科の診療にあたっている場合は除く) (規則第20条第1項第1号)	
5	処置室 医療法第23条	<input type="checkbox"/> 診療科ごとに専用の処置室を有しているか。(但し、場合により2科以上の診療科で兼用又は診察室と兼用できる。) (規則第20条第1項第4号)	
6	臨床検査室 医療法第21条	<input type="checkbox"/> かく痰、血液、尿、ふん便等通常の臨床検査ができるようになっているか。 <input type="checkbox"/> 夜間、救急時の検査体制が確保されているか。 (規則第20条第1項第5号)	
7	手術室 医療法第21条	<input type="checkbox"/> 準備室を有しているか。 <input type="checkbox"/> 内壁全部が不浸透質のものでおおわれているか。 <input type="checkbox"/> 適当な暖房、照明、滅菌手洗、手術用被服、包帯材料、機械器具消毒及び排水の設備があるか。 <input type="checkbox"/> じんあい及びはえが入らないような設備がなされているか。 (規則第20条第2号、3号)	
8	調剤室 医療法第21条	<input type="checkbox"/> 採光、換気が十分で清潔を保てるような構造設備になっているか。 <input type="checkbox"/> 冷暗所があり、有効な防湿措置が講じられているか。 <input type="checkbox"/> 感量10mgの天秤及び500mgの上皿天秤、その他調剤に必要な器具を備えているか。 (規則第16条第1項第14号)	
9	消毒設備 医療法第23条	<input type="checkbox"/> 構造設備が完全で他を汚染するおそれがないか。 <input type="checkbox"/> 入院患者、職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるか。 (規則第21条第2項第1号)	
10	給食設備 医療法第21条	<input type="checkbox"/> 入院患者のすべてに給食できるか。 <input type="checkbox"/> 調理室の床は耐水材料で、洗浄、排水に便利な構造になっているか。 <input type="checkbox"/> 食器、野菜の消毒施設を備えているか。 <input type="checkbox"/> 直火式の場合は、かまどの周囲2m以上が防火構造になっているか。 <input type="checkbox"/> 食堂、調理室、配ぜん室に、はえが入らないような設備がなされているか。 (規則第20条第1項第8号) <input type="checkbox"/> 手洗い設備は給湯供給設備を有しているか。(参考) <input type="checkbox"/> 調理場内には空調設備を設けているか。(参考)	

検 査 項 目		適 否
11 病 室 医療法第23条	<input type="checkbox"/> 床面積が内法で6.3㎡または1人当4.3㎡以上を有しているか。 <input type="checkbox"/> 床面積が内法で6.4㎡以上を有しているか。(病床区分：) <input type="checkbox"/> 病室1部屋あたり4床以内か(病床区分：) <input type="checkbox"/> 床面積の1/20以上に相当する面積が直接外気に面して開放されているか。 <input type="checkbox"/> 感染症、結核病室は他の部分及び外部に対して伝染防止のための必要な方法がとられているか <input type="checkbox"/> 感染症、結核病室には必要な消毒設備を設けているか・ <input type="checkbox"/> 精神病室は精神疾患の特性を踏まえた適切な医療の提供及び患者の保護のために必要な方法をとっているか。 <input type="checkbox"/> 放射線治療室は医療法施行規則第30条の12の規定の構造設備になっているか。 (規則第16条第1項第2号, 第3号, 第4号, 第6号)	
12 機能訓練室 (療養病室) 医療法第21条	<input type="checkbox"/> 内法による1室の面積が40㎡以上有し、必要な器械及び器具を備えているか。 (主 な 器 械) 器 (規則第20条第1項第11号)	
13 談話室 (療養病室) 医療法第21条	<input type="checkbox"/> 入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しているか。 (規則第21条第2項第2号)	
14 食 堂 (療養病室) 医療法第21条	<input type="checkbox"/> 内法による測定で、療養病床に入院している患者一人につき1㎡以上の広さを有しているか。 (規則第21条第2項第3号)	
15 浴 室 (療養病室) 医療法第21条	<input type="checkbox"/> 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであるか。	
16 階 段 医療法第23条	<input type="checkbox"/> 患者の使用する屋内の直通階段が2以上適当に配置されているか。 (階段： ケ所, EV： ケ所) <input type="checkbox"/> 階段、踊場の幅は、それぞれ内法で1.2m以上あるか。 <input type="checkbox"/> けあげ0.2m以下、踏面0.24m以上の幅をそれぞれ有しているか・ <input type="checkbox"/> 適当な手すりが設けられているか。(療養病床) <input type="checkbox"/> 3階以上の階に病室を有するものは、2以上の避難階段を設けているか。 (規則第16条第1項第8号, 第9号, 第10号)	
17 廊 下 医療法第23条	<input type="checkbox"/> 患者の使用する廊下の幅(内法)を確保しているか 中廊下： <input type="checkbox"/> 1.6m <input type="checkbox"/> 2.1m <input type="checkbox"/> 2.7m 片廊下： <input type="checkbox"/> 1.2m <input type="checkbox"/> 1.8m (規則第16条第1項第11号)	
18 歯科技工室 医療法第23条	<input type="checkbox"/> 防じん、防火等に必要な設備があるか。 (規則第16条第1項第13号)	
19 産科を有する病院 医療法第21条	<input type="checkbox"/> 分べん室を設け、はえが入らないような設備がなされているか。 <input type="checkbox"/> 新生児の入浴施設を設けているか。	
20 エックス線 等診療室 医療法第21条	<input type="checkbox"/> 医療法施行規則第30条の4 (エックス線診療室) <input type="checkbox"/> 同 5 (診療用高エネルギー放射線発生装置使用室) の構造設備 <input type="checkbox"/> 同 6 (診療用放射線照射装置使用室) になっ <input type="checkbox"/> 同 7 (診療用放射線照射器具使用室) てい <input type="checkbox"/> 同 7の二 (放射線同意元素装備診療機器使用室) るか <input type="checkbox"/> 同 8 (診療用放射性同位元素使用室)	
21 貯蔵施設等 医療法第21条	<input type="checkbox"/> 医療法施行規則第30条の9 (貯蔵施設) <input type="checkbox"/> 同 11 (廃棄施設) <input type="checkbox"/> 同 30条の12 (放射線治療病室) の構造になっているか。	
<p>※許可、不許可についての保健所の意見</p>		

(注)「病室」、「手術室」、「診療用放射線」に関する構造設備に関しては行政検査によること。